#### 〈図1〉ライフステージごとに育むべき力の一例

#### 幼児期

- ○お使いや買い物に関心を持とう ○身の回りの物を大切にしよう





#### 小学生期

- ○お小遣いを考えて使おう
- ○約束や決まりの大切さを知り、考えよう
- ○困ったことがあったら身近な人に相談しよう

高校生期



○主体的に生活設計を立ててみよう ○望ましい情報社会の在り方や、情

報モラル・セキュリティーについ

て考えよう



○買い物や貯金を計画的にしよう ○消費生活が環境に与える影響を 考え、環境に配慮した生活を実 践しよう









- ○契約とそのルールを理解し、暮ら しに生かそう
- ○消費生活情報を主体的に評価して 行動しよう







### (特に高齢者)

- ○契約トラブルに遭遇しない暮らし の知恵を伝え合おう ○支え合いながら、トラブル解決の
- 法律や制度、相談機関を利用しよ





# 川前地区に地域おこし協力隊を配置

地域振興課地域振興係 ☎22-7414

本年度から川前地区に、地域おこし協力隊 を配置しました。

新たに地域おこし協力隊になったのは、八 鳥嘉浩さん。今後、川前地区の中核施設「い わきの里鬼ヶ城」への誘客や、川前駅を活用 した情報発信拠点の整備、地域資源を活用し



八鳥嘉浩さん

たイベントの実施など、 川前地区の活性化に向け た活動を行っていきます。

地域の課題をチャンス と捉え、地域の皆さんと -緒に、さまざまな取り 組みに挑戦していきます。

# 消費者月間

## 消費者月間記念講演会の 参加者を募集

消費生活センター ☎22-7021 № 22-0985

5月の消費者月間に合わせ 「みんなの強みを活かせ~安 全・安心な社会に一億総活躍 ~ | のテーマの下、消費者月 間記念講演会を開催します。



- ▶とき 5月26日休 13時30分~15時30分
- ▶ところ 生涯学習プラザ
- ▶演題 消費者問題入門~心豊かな消費生活 の実現のために~
- ▶講師 色川卓男(静岡大学教育学部教授)
- ▶定員 50人(応募多数の場合は抽選)
- ▶申し込み方法 ☎またはMIで同センターへ
- ▶申し込み期限 5月19日(未)



悪質な訪問販売や架空請求など、消費者被 害の相談が増加

たが消費生活をする上で、 を全・安心を確保するため には、消費者が必要な知識 と判断力を習得し、自ら被 と判断力を習得し、自ら被 要です。 には、消費者が必要安全・安心を確保するが消費生活をする 生涯にわ

ステージごとに育な 期から高齢期までの 自立を支援するため 同プランでは、※ と支援するため、幼児シニンでは、消費者の がごとに育むべき力がごとに育むべき力がになる。 かたって学習でであるよう、 出た

町村で初と1 に最ず、平成二十八年度か であるが、平成二十八年度か であず、平成二十八年度か であず、平成二十八年度か であず、平成二十八年度か であず、平成二十八年度か であず、平成二十八年度か を計画期間としていますら三十二年度までの五年

ための計画を策定消費者教育を推進する

そこで市は、

す国

「る基本的」の消費者

が相談が

消費者あ

ポ

することが予想され、今後も複雑ないのでであることが予想をあるとのである。

で想されます。との手口がますとの手口がます。また、

る環境を整備被害を未然に防止でき えとで、

で、県内市6え、消費

費者教育

ネットなどの情消費者被害や、

**ノルの相談が増め情報通信に関や、インターな中、高齢者の** 

などの

このような中

連す

薄化している5

している状況です

AND THE PROPERTY OF THE STATE O きます

市消費生活センターでは、訪問・通信販 売等の消費者トラブルや、多重債務問題な

消費生活の専門知識を有する「消費生活 相談員 | が、相談される方に寄り添いなが ら、問題解決のためのお手伝いをします。

一人で悩まずに

消費生活センターに相談を

電話での相談も可能ですので、困ったと きは一人で悩まずに、ご相談ください。

○市消費生活センター

▶相談ダイヤル ☎22-0999

どの相談を受け付けています。

- ▶受付時間 月~金曜日(年末·年始、祝 9時~16時 日を除く)
- ○消費者ホットライン(消費者庁)

ANT THE STATE OF

▶相談ダイヤル ☎188

育 徒 小

会の開催などを通L するコーディネータ するコーディネータ するコーディネータ を も できる教材の作成 の に は 今後、専門知 

費者教育の推進を図 進を図ってい 学校等で活 学校等で活 と通して、消 が は、 満演 し消児 ますな  $\Diamond$ 

### \*消費者市民社会

個々の消費者が、お互いの特 性や多様性を尊重し、自らの消 費行動が将来にわたって内外の 社会、経済、環境に影響を及ぼ し得ることを自覚し、公正かつ 持続可能な社会に主体的に参画 する社会のこと

○お問い合わせ 11番生活センタ-22・7021

5 広報いわき 28.5

広報いわき 28.5 4